

療制度に加入の人へ大切なお知らせ

後期高齢者医療制度に加入の人へ

8月1日(火)から後期高齢者医療被保険者証（保険証）が更新されます。

新しい被保険者証(ピンク色)を、7月中旬に、簡易書留郵便で送付します。
若草色の被保険者証は、8月1日以降使用することができません。

住民税非課税世帯に属する被保険者の人へ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口へ提示すると、窓口の一部負担金および、入院時における食事負担額等が減額されます。

認定証の交付を受けるには、申請が必要です。 保険年金課、多度町・長島町総合支所住民福祉課、各地区市民センター、サンファールサテライトオフィスで申請してください。継続して対象となる人には、被保険者証と申請書を同封します。

7月中旬に保険料額および納付方法の通知を送付します

保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。平成29年度の保険料の計算方法は次のとおりです。

均等割額 43,870円	+	所得割額 (総所得金額等-33万円) × 9.06%	=	年間保険料額 (賦課限度額57万円)
-----------------	---	-------------------------------	---	-----------------------

【保険料の軽減】同一世帯の被保険者と世帯主の合計所得が国の定める基準以下の人や、健康保険組合などの被用者保険の被扶養者だった人は、保険料が軽減されます。

保険料の減免、徴収猶予

災害に遭われた場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人（おおむね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請することで、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます。

保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収（年金からの天引き）」です。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」になります。▷複数の年金を受給されている場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

◎特別徴収となる人は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

〔特別徴収の徴収月〕

〔10月・12月・平成30年2月の特別徴収額の算定方法〕

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	10月・12月・平成30年 2月の年金天引き予定額	=	今年度決定 保険料額	-	4月・6月・8月の 年金天引き額
4月	6月	8月	10月	12月	2月					

◎普通徴収となる人は、保険料額決定通知書および納付書を送付します。

〔普通徴収の納期〕

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

◎納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更を希望する人は申請が必要です。なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

桑名市国民健康保険、後期高齢者医療

桑名市国民健康保険に加入の70歳以上の人、後期高齢者医療制度に加入の人へ

8月から高額療養費の上限額が変わります

○高額療養費とは・・・

ひと月に支払った保険診療の医療費が高額になり、個人もしくは世帯の所得に応じて決められた上限額を超えた場合、上限額を超えて支払いした分を払い戻す制度です。

所得区分	自己負担限度額（月額）			自己負担限度額（月額）		
	外来(個人)	入院(個人)	世帯合算	外来(個人)	入院(個人)	世帯合算
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+1% ^{※1} 〔44,400円〕 ^{※2}	80,100円+1% ^{※1} 〔44,400円〕 ^{※2}	57,600円	80,100円+1% ^{※1} 〔44,400円〕 ^{※2}	80,100円+1% ^{※1} 〔44,400円〕 ^{※2}
一般	12,000円	44,400円	44,400円	14,000円 ^{※3}	57,600円 〔44,400円〕 ^{※2}	57,600円 〔44,400円〕 ^{※2}
低所得	8,000円	24,600円	24,600円	8,000円	24,600円	24,600円
		15,000円	15,000円		15,000円	15,000円

※1…「+1%」は医療費総額が267,000円を超えた場合、超過額の1%を負担する必要があります。

※2…過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※3…1年間（8月～翌年7月）の外来（個人）の自己負担額の合算額に、年間144,000円の上限があります。

桑名市国民健康保険に加入の人へ

◎毎年、8月1日は「限定額適用認定証」「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新の時期です。

桑名市国民健康保険にご加入の70歳未満の人は、申請により、医療機関での1カ月の窓口負担を自己負担限度額までとする「限度額適用認定証」が交付されます。また、今年度の住民税非課税世帯の人は、申請により、入院時の食事負担額が減額される「標準負担額減額認定証」が交付されます。

申請は随時受け付けをしていますが、適用は申請した月の初日からになります。

手続きに必要なもの

- 国民健康保険被保険者証 ■国民健康保険高齢受給者証（該当者のみ） ■印鑑
- 長期入院該当（過去1年以内に90日以上入院）の人は入院期間を証明できるもの（領収書など）
- ▷自己負担限度額は、診療月が1月～7月が前々年の所得、8月～12月は前年の所得を基に判定します。所得申告（確定申告・市民税申告等）をしていない人は、該当の判断ができませんのでご注意ください。また、国民健康保険税に未払いがあると交付できない場合があります。

◎8月1日から「高齢受給者証」が更新されます。

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」の有効期限が7月31日に切れますので、新しい「高齢受給者証」を7月下旬に郵送します。

高齢受給者証は自己負担割合を示すものですから、医療機関などで受診するときは、保険証と一緒に窓口提示してください。自己負担割合は平成28年度中の所得などにより変わる場合があります。

問 桑名市国民健康保険に加入の人：保険年金課（☎24-1174 FAX24-1357）
 後期高齢者医療制度に加入の人：保険年金課（☎24-1179 FAX24-1357）または、
 三重県後期高齢者医療広域連合事業課（☎059-221-6883 FAX059-221-6881）